

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年七月十日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四号

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成二十八年六月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「従って法第五条第四項第五号イ」を「従って法第五条第四項第五号」に改める。

第二条中「特定業務施設の」を「特定業務施設及び法第五条第四項第五号に規定する特定業務児童福祉施設（以下「特定業務児童福祉施設」という。）のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」に改め、「係るもの」の下に「（特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものに係るものを除く。）」を加える。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和六年四月十九日から適用する。

（経過措置）

2 新条例の規定は、令和六年四月十九日以後に新設され、又は増設される特別償却設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された特別償却設備については、なお従前の例による。

3 令和六年四月十九日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に事業税又は不動産取得税の申告期限が到来した者に係る課税免除又は不均一課税の申請期限は、新条例第五条の規定にかかわらず、施行日から起算して一月を経過した日とする。